

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

養父市長

市町村名 (市町村コード)	養父市 (28222)
地域名 (地域内農業集落名)	高中 (高中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、円山川の支流である米地川最上流部に位置している。昭和60年代から集落を挙げて地域活性化に取り組み「高中そば処」を運営し現在に至っている。しかしながら近年では農業者の高齢化と減少により耕作条件の悪い農地の荒廃が進んでいる。農地は昭和63年から平成元年度にほ場整備事業に取り組み、約3.10haを整備し水稻を中心に営農してきた。一部農地を利用してそば栽培に取り組んだ時期があったが、十分な収穫が得られず、現在は観光農園として「そば栽培」に取り組んでいる。今後も農業者の高齢化と人口減少が進み、遊休農地や荒廃農地の更なる増加が懸念される。将来に渡り地区の農地を継続的に利用していくためには、現農業者による農地利用の効率化を図りながら後継者の育成と地域活性化に向けた「高中そば処」を核にした農業の収益化が課題である。また、地区農業者だけでは農地継承が危惧されるため、米地川地域で取り組む環境に配慮した農業に理解のある農業者(担い手)や農業法人の誘致を進める必要がある。

【地域の基礎的データ】

人口:15人 世帯数9世帯
農会戸数:8戸
主な作物:水稻、ピーマン、山椒

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地区住民の高齢化と人口減少が進行する中ではあるが、地区外に居住しながら地区内で営農する農業者が半数ある。今後も農地を通じて地区との絆を維持していく。
- ・現農業者で効率的な農地利用を図る体制を構築し、農業機械の共同利用、農地の集約化を検討する。
- ・水稻栽培及び但馬ピーマン栽培に取り組む。
- ・農業所得の向上を図るため、高収益策作物の栽培や環境に配慮した有機農業等を検討する。当地区は、水稻の作付けが中心であり、今後も継続する方針。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<p>【農地バンク制度による、農地の集積・集約化の推進】</p> <p>a. 離農する農家は農地中間管理機構を利用し、農地の集積・集約化に協力する。</p> <p>b. 県が推進する地区の全農地を中間管理機構に貸し付ける「いきいき農地バンク制度」の取り組みを検討する。</p> <p>【農地利用調整体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者がスムーズに担い手、後継者等に農地を継承していくため、農会で農地利用調整する機会を設ける。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<p>【農地バンク制度の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地中間管理機構による農地バンク制度を活用し農業者への農地集積を進める。地域の農地全体を農地バンクに貸し付ける「いきいき農地バンク制度」を検討する。農地の集約化は農業者の経営意向を踏まえ段階的に検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
<p>【畦畔除去等農地区画の再整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手や農業を担う者への農地の集約化が進むよう、畦畔除去等や水路整備等必要な条件整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区農業者と地区外に居住する農業者で効率的な農地利用に取り組みながら現農業者が後継者へ経営移譲を進め、その中で次世代の農業を担う者を育成していく。 ・ 高中そば処の取組を進める中で、市や他地域と連携を図り地域内外から多様な経営体を募集していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<p>【地区内農業者による農作業受託と農地管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に農業支援サービスを受けている農業者はいないため、農業者有志で農地営農管理グループを組織し、農機具等の共同利用を進め農作業受託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①地域で鳥獣害対策(侵入防止柵の維持管理、檻の設置)に取り組んでいく。</p> <p>②無農薬、減農薬等環境に配慮した農作物の栽培に切り替えていく。</p> <p>③農業生産の省力化を進めていく必要がある。情報通信機能やデジタル情報を効果的に活用できるスマート農業機器の活用を検討する。導入に当っては機器の共同利用等も検討し費用対効果を高める利用を検討する。</p> <p>⑦中山間直接支払交付金を活用し、引き続き地区で保全隊を組織し、農業用施設(水路・農道)の維持管理に努める。</p>
